

四日市市告示第162号

四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智広

四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第137号）の一部を改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象世帯)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、自らが定住するために、賃貸住宅に定住するものであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 市外からの子育て世帯の転入者または転入予定者<u>のうち、令和2年3月31日までに転入し、かつ第7条第2項の規定による申請を行ったもの。</u></p> <p>(2)から(7)まで (略)</p>	<p>(補助対象世帯)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、自らが定住するために、賃貸住宅に定住するものであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 市外からの子育て世帯の転入者または転入予定者<u>であること。</u></p> <p>(2)から(7)まで (略)</p>
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第9条 前条の規定による認定を受けた者（以下「資格認定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別表3に定める期日までに、四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければなら</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第9条 前条の規定による認定を受けた者（以下「資格認定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、別表3に定める期日までに、四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければなら</p>

<p>ない。<u>ただし、令和2年4月が補助開始月となる場合は、別表3に掲げる規定にかかわらず、4月末日を期日とする。</u></p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>	<p>ない。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>
---	----------------------------------

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(都市整備部都市計画課)